

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の説明書

外務省

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	三
3	原産地規則(第三章)	四
4	税関手続及び貿易円滑化(第四章)	七
5	衛生植物検疫措置(第五章)	七
6	強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章)	八
7	国境を越えるサービスの貿易(第七章)	九
8	電気通信サービス(第八章)	一〇
9	商用目的の国民の入国及び一時的な滞在(第九章)	一二
10	政府調達(第十章)	一二
11	知的財産権(第十一章)	一四
12	競争(第十二章)	一六
13	ビジネス環境の整備(第十三章)	一六
14	協力(第十四章)	一六
15	紛争解決(第十五章)	一七

16	最終規定（第十六章）	一八
17	附属書	一八
18	実施取極	二二
三	協定の実施のための国内措置	二二

一 概説

1 協定の成立経緯

平成二十一年（二千九年）四月の我が国とペルー共和国との間の電話首脳会談において、二国間の経済連携協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致し、同年五月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十三年（二千十一年）五月三十一日に東京において、我が方松本外務大臣と先方フェレイロス通商観光大臣との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定の締結によって、我が国とペルー共和国との間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、また、幅広い分野において互恵的な経済連携が構築されることを通じ、両国経済が一段と活性化し、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文二百二十五箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 両締約国は、自由貿易地域を設定する旨定める。（第一条）
- (2) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定（投資協定）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す旨定める。（第二条）
- (3) 各締約国は、自国の区域内の地方の政府等による協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる旨定める。（第三条）
- (4) 協定における用語の一般的定義について定める。（第四条）
- (5) 各締約国は、法令等であつて、協定の運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする

- ること等について定める。(第五条)
- (6) 各締約国は、協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制について公衆による意見提出のための機会を与えるよう努める旨定める。(第六条)
- (7) 協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報を開示すること等を要求するものと解してはならない旨定めるとともに、一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定める。(第七条)
- (8) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、その後の審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所又は司法上の訴訟手続を設け、又は維持する旨定める。(第八条)
- (9) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり及び努力を払うことを確保する旨定める。(第九条)
- (10) 協定中の一定の規定に関する一般的例外について定める。(第十条)
- (11) 協定中の一定の規定に関する安全保障のための例外について定める。(第十一条)
- (12) 明示的に定める場合を除くほか、協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しないこと等について定める。(第十二条)
- (13) 締約国は、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、一時的なセーフガード措置を採用し、又は維持することができる旨定める。(第十三条)
- (14) 両締約国の代表者から成る委員会の設置及びその任務等について定める。(第十四条)
- (15) 各締約国は、協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定すること等について定める。(第十五条)
- (16) 両締約国政府は、協定の特定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極(実施取極)を締結する旨定める。(第十六条)

2 物品の貿易（第二章）

(一) 一般規則（第一節）

- (1) 第二章の適用範囲について定める。（第十七条）
- (2) 第二章における用語の定義について定める。（第十八条）
- (3) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする旨定める。（第十九条）
- (4) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。（第二十条）
- (5) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること等について定める。（第二十一条）
- (6) いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出等について、関税以外の禁止又は制限であつて、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないものを導入し、又は維持してはならないこと等について定める。（第二十二条）
- (7) いずれの締約国も、輸入許可手続に関する協定に適合しない措置を採用し、又は維持してはならないこと等について定める。（第二十三条）
- (8) 各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条1(a)の規定に適合することを確認すること等について定める。（第二十四条）
- (9) いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、一定の場合を除くほか、税、手数料その他のいかなる種類の課徴金をも導入し、又は維持してはならない旨定める。（第二十五条）
- (10) 関税評価協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について適用する旨定める。（第二十六条）
- (11) いずれの一方の締約国も、農業協定附属書一に掲げられ、かつ、他方の締約国に輸出される農産品について、いかなる輸出補

助金をも導入し、維持し、又は再導入してはならない旨定める。(第二十七条)

(12) ペルーは、特定の農産品に関し、価格帯制度を維持することができる旨定める。(第二十八条)

(二) セーフガード措置(第二節)

(1) セーフガード措置に関する一般規定について定める。(第二十九条)

(2) 締約国は、一定の要件を満たす場合には、第二節の規定に従うことを条件として、二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。(第三十条)

(3) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての条件及び制限について定める。(第三十一条)

(4) 二国間セーフガード措置をとるに当たつての調査手続について定める。(第三十二条)

(5) 暫定的な二国間セーフガード措置について定める。(第三十三条)

(6) 二国間セーフガード措置及び暫定的な二国間セーフガード措置をとるに当たつての通報について定める。(第三十四条)

(7) 二国間セーフガード措置及び暫定的な二国間セーフガード措置に係る協議及び補償について定める。(第三十五条)

(8) 両締約国は、協定の効力発生の日から十年を経過した後、第二節の規定について必要に応じ見直しを行う旨定める。(第三十六条)

(三) 他の規定(第三節)

物品の貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第三十七条)

3 原産地規則(第三章)

(1) 第三章における用語の定義について定める。(第三十八条)

(2) 締約国の原産品について定める。(第三十九条)

(3) 締約国において完全に得られ、又は生産される産品について定める。(第四十条)

(4) 産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。(第四十一条)

(5) 産品について、単純な作業が行われたことのみを理由として締約国の原産品としてはならない旨定める。(第四十二条)

- (6) 製品の最後の生産工程が一方の締約国において行われ、かつ、当該生産工程が第四十二条に規定する作業を超える水準のものである場合には、一方の締約国において当該製品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品を一方の締約国の原産材料とみなすことができること等について定める。(第四十三条)
- (7) 関税分類の変更に關する要件を満たさない製品については、当該製品の生産に使用された特定の非原産材料が一定の割合以下である場合には、締約国の原産品とみなす旨定める。(第四十四条)
- (8) 一定の要件を満たす製品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第四十五条)
- (9) 在庫において混在している代替性のある締約国の原産材料及び当該原産材料と代替性のある非原産材料が製品の生産において使用される場合には、それらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができること等について定める。(第四十六条)
- (10) 統一システムの解釈に關する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット及び統一システムにセットとして明示的に記述される製品の扱いについて定める。(第四十七条)
- (11) 輸入の際に製品とともに納入される附属品、予備部品及び工具の扱いについて定める。(第四十八条)
- (12) 小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第四十九条)
- (13) 船積み用のこん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。(第五十条)
- (14) 製品の生産において使用される間接材料については、原産地を決定する必要があるものとする旨定める。(第五十一条)
- (15) 締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第五十二条)
- (16) 原産地証明の種類について定める。(第五十三条)
- (17) 原産地証明書の発給等について定める。(第五十四条)
- (18) 遡及して発給される原産地証明書について定める。(第五十五条)
- (19) 原産地証明書の再発給について定める。(第五十六条)

- (20) 原産地申告の作成等について定める。(第五十七条)
- (21) 原産地申告を作成することができる認定輸出者の認定基準等について定める。(第五十八条)
- (22) 原産地証明について、一方の締約国が他方の締約国に通報する内容について定める。(第五十九条)
- (23) 輸入締約国は、輸入者が関税上の特惠待遇を要求する場合には、協定に従い、輸入者が提出する原産地証明に基づき当該関税上の特惠待遇を与えること等について定める。(第六十条)
- (24) 一方の締約国が、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特惠待遇を要求する輸入者に対して要求する手続等について定める。(第六十一条)
- (25) 原産地証明の有効期間等について定める。(第六十二条)
- (26) 原産地証明の対象となる産品が輸出締約国の原産品であることを証明する目的のために使用される補助的な文書について定める。(第六十三条)
- (27) 原産地証明に関し、保管すべき文書及び記録等について定める。(第六十四条)
- (28) 輸入締約国の税関当局は、原産地証明に含まれる情報の正確性に疑いを生じさせる場合を除くほか、軽微な誤りを考慮しないものとする旨定める。(第六十五条)
- (29) 両締約国は、協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原産地証明に関する情報を確認するために相互に支援すること等について定める。(第六十六条)
- (30) 各締約国は、第三章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する旨定める。(第六十七条)
- (31) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が第三章の規定に従って一方の締約国に秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持すること等について定める。(第六十八条)
- (32) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第六十九条)
- (33) 委員会は、協定の効力発生の時に、第三章の規定に関する詳細な指針を定める運用上の手続規則を採択することができる旨定

める。(第七十条)

- (34) 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う旨定める。(第七十一条)
 - (35) 協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中である産品等の扱いについて定める。(第七十二条)
- 4 税関手続及び貿易円滑化(第四章)

- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第七十三条)
- (2) 第四章の目的について定める。(第七十四条)
- (3) 第四章における「関税法令」の定義について定める。(第七十五条)
- (4) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても容易に利用可能なものとすることを確保する旨定める。(第七十六条)
- (5) 各締約国は、自国の税関手続における情報通信技術の利用を促進する旨定める。(第七十七条)
- (6) 両締約国は、危険度に応じた管理手法の制度を維持する旨定める。(第七十八条)
- (7) 各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行う事項等について定める。(第七十九条)
- (8) 各締約国は、積荷のための別個のかつ迅速な税関手続を採用し、又は維持する旨定める。(第八十条)
- (9) 輸入締約国は、産品が輸出締約国の原産品とされるか否か等に関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採用し、又は維持する旨定める。(第八十一条)
- (10) 各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する旨定める。(第八十二条)
- (11) 両締約国は、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。(第八十三条)
- (12) 各締約国は、自国の関税法令の違反に対する適当な制裁その他の措置を採用し、又は維持する旨定める。(第八十四条)
- (13) 税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第八十五条)

5 衛生植物検疫措置(第五章)

6

- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第八十六条)
 - (2) 両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する旨定める。
(第八十七条)
 - (3) 各締約国は、衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの全ての妥当な照会に応ずることができ、及び適当な場合には関連する情報を提供することができる照会所を指定する旨定める。(第八十八条)
 - (4) 衛生植物検疫措置に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第八十九条)
- 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章)
- (1) 第六章の適用範囲について定める。(第九十条)
 - (2) 第六章の目的について定める。(第九十一条)
 - (3) 第六章における用語の定義について定める。(第九十二条)
 - (4) 両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する旨定める。(第九十三条)
 - (5) 各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定の規定が定める範囲内で、関連する国際規格及び指針又は勧告を自国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いること等について定める。(第九十四条)
 - (6) 一方の締約国は、他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う旨定める。(第九十五条)
 - (7) 情報の提供を含む適合性評価手続に関する協力について定める。(第九十六条)
 - (8) 強制規格及び適合性評価手続について他方の締約国に通報する内容について定める。(第九十七条)
 - (9) 両締約国は、協力及び技術援助を相互に提供することに可能な限り積極的な考慮を払う旨定める。(第九十八条)
 - (10) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第九十九条)
 - (11) 第六章の規定に従って行われる情報の交換の態様について定める。(第一百条)

国境を越えるサービスの貿易（第七章）

- (1) 第七章の適用範囲について定める。（第百一条）
- (2) 第七章における用語の定義について定める。（第百二条）
- (3) 一方の締約国は、サービス貿易一般協定に基づく自国の特定の約束の対象となるサービスの貿易に対して著しい影響を及ぼす新たな補助金又は贈与の導入を他方の締約国に通報すること等について定める。（第百三条）
- (4) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第百四条）
- (5) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、最恵国待遇を与える旨定める。（第百五条）
- (6) いずれの締約国も、市場アクセスの義務に反する措置を維持し、又は採用してはならない旨定める。（第百六条）
- (7) いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所、支店若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない旨定める。（第百七条）
- (8) 第百四条から第百七条までの規定は、附属書五及び附属書六に記載する措置等一定の措置については、適用しない旨定める。（第百八条）
- (9) 一方の締約国は、附属書五の自国の表に記載する現行の措置の改正又は修正及び附属書六の自国の表に記載する分野等に関して採用する新たな措置について、他方の締約国に通報する旨定める。（第百九条）
- (10) 各締約国は、第七章の規定の対象となる事項に関連する規制に関し、利害関係者からの照会に可能な範囲内で応ずるよう努めること等について定める。（第百十条）
- (11) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対する資格要件等に関連する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、当該措置が一定の基準に適合することを確保すること等について定める。（第百十一条）
- (12) 教育、経験、免許、資格証明等の承認に係る第三国との協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、他方の締約国が関心を有する場合には、他方の締約国が当該協定又は取決めへの自国の加入等について交渉するための機会を十分に与えること等に

ついて定める。(第百十二条)

(13) 各締約国は、国境を越えるサービスの提供に関連する両締約国間の全ての資金の移転及び支払が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること等について定める。(第百十三条)

(14) 両締約国は、委員会の枠内において第七章の規定の実施を検討し、及び国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすその他の事項を検討するために協議を行う旨定める。(第百十四条)

(15) 一方の締約国は、一定の場合には、他方の締約国のサービス提供者に対し、第七章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第百十五条)

8 電気通信サービス(第八章)

(1) 第八章の適用範囲について定める。(第百十六条)

(2) 第八章における用語の定義について定める。(第百十七条)

(3) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者が透明性のある、合理的な、かつ、差別的でない条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保すること等について定める。(第百十八条)

(4) 各締約国は、自国の区域内において公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、携帯電話のサービス等に番号ポータビリティを提供することを確保する旨定める。(第百十九条)

(5) 各締約国は、サービス提供者が反競争的行為を行い、又は継続することを防止するために適切な措置を採用し、及び維持する旨定める。(第百二十条)

(6) 一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、一定の事項について、同様の状況において当該主要なサービス提供者自体又はその子会社等と与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する旨定める。(第百二十一条)

(7) 一方の締約国は、自国の区域内における公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は

公衆電気通信の伝送サービスの提供者による再販売サービスの提供に対し、不合理又は差別的な条件又は制限を課さないことを確保する旨定める。(第二百二十二条)

(8) 一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供者の設備及び機器に対し相互接続を提供することを確保すること等について定める。(第二百二十三条)

(9) 一方の締約国は、自国の区域内における主要なサービス提供者が、他方の締約国の公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、合理的な、差別的でない、かつ、透明性のある条件及び料金に基づき、専用回線によるサービスを提供することを確保する旨定める。(第二百二十四条)

(10) 各締約国は、自国の電気通信規制機関がいかなる電気通信サービスの提供者からも分離され、かつ、いかなる電気通信サービスの提供者に対しても責任を負わないことを確保すること等について定める。(第二百五条)

(11) 各締約国は、自国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する旨定める。(第二百二十六条)

(12) 公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供に免許等の承認が必要とされる場合には、各締約国は、承認に係る基準及び手続等一定の事項を公に利用可能なものとする等について定める。(第二百二十七条)

(13) 各締約国は、電気通信に関連する希少な資源(周波数、番号及び線路敷設権を含む。)の分配及び利用に係る手続を、客観的な、透明性のある、かつ、差別的でない態様で適時に実施すること等について定める。(第二百二十八条)

(14) 各締約国は、公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用に関する措置が公に利用可能であることを確保する旨定める。(第二百二十九条)

(15) 電気通信に関する紛争解決について定める。(第三百十条)

(16) 両締約国は、関係国際機関の作業を通じ、電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性のための国際的標準を促進することを約束する旨定める。(第三百十一条)

(17) 第八章の規定と他の章の規定との関係について定める。(第三百十二条)

9 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在（第九章）

- (1) 第九章の一般原則について定める。（第三百三十三条）
- (2) 第九章の適用範囲について定める。（第三百三十四条）
- (3) 第九章における用語の定義について定める。（第三百三十五条）
- (4) 一方の締約国は、第九章の規定に従い、他方の締約国の商用目的の国民であつて、現行の出入国管理に関する措置に適合するものに対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。（第三百三十六条）
- (5) 一方の締約国は、他方の締約国に対し、第九章の規定に関する自国の措置の内容を知ることができる資料を提供すること等について定める。（第三百三十七条）

(6) 商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。（第三百三十八条）

(7) 両締約国は、商用目的の国民に対する査証政策並びに商用目的の国民の入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす枠組みにおける計画及び技術（生体情報による本人認証技術及び事前旅客情報システムの使用に関するものを含む。）の実施に関する意見交換を行うこと等について定める。（第三百三十九条）

(8) 第九章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否に関する紛争解決について定める。（第四百十条）

(9) 第一章、第九章、第十五章及び第十六章に特に定める場合を除くほか、協定のいかなる規定も、出入国管理に関する措置について締約国に義務を課するものではない旨定める。（第四百十一条）

(10) 各締約国は、入国査証の申請が自国の法令に基づき完全であると認められた後二十執務日を超えない合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること等について定める。（第四百十二条）

10 政府調達（第十章）

(1) 第十章の適用範囲について定める。（第四百十三条）

(2) 第十章における用語の定義について定める。（第四百十四条）

(3) 一方の締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者で

- あつて他方の締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、内国民待遇を与える旨定める。(第百四十五条)
- (4) 各締約国は、政府調達のための物品又はサービスにつき、通常の貿易において自国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない旨定める。(第百四十六条)
- (5) 契約の価額の算定の基準について定める。(第百四十七条)
- (6) 各締約国は、自国の調達機関が、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮することがないことを確保する旨定める。(第百四十八条)
- (7) 調達機関が定める技術仕様について定める。(第百四十九条)
- (8) 各締約国は、自国の調達機関が、第十章の規定に適合する入札の手續であつて、自国の法令に基づくものによつて契約を締結することを確保すること等について定める。(第百五十条)
- (9) 供給者の資格の審査に係る手續について定める。(第百五十一条)
- (10) 調達計画の公示について定める。(第百五十二条)
- (11) 調達予定の公示について定める。(第百五十三条)
- (12) 入札の期限について定める。(第百五十四条)
- (13) 入札説明書について定める。(第百五十五条)
- (14) 落札の対象とされるための入札書の条件等について定める。(第百五十六条)
- (15) 第百五十一条から第百五十六条までの規定を適用する必要がある限定入札の手續について定める。(第百五十七条)
- (16) 調達に関する情報の透明性について定める。(第百五十八条)
- (17) 各締約国は、第十章の規定に対する違反の疑いにつき供給者が苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手續を定める旨定める。(第百五十九条)
- (18) 両締約国は、政府調達がインターネット等を通じて行われる機会を提供するよう努める旨定める。(第百六十条)
- (19) 第十章の規定に関する例外について定める。(第百六十一条)

- (20) 附属書九に関する訂正又は修正について定める。(第百六十二条)
 - (21) 調達機関に対する政府による監督が実効的に排除された場合には、第十章の規定は、当該調達機関については、適用しない旨定める。(第百六十三条)
 - (22) 一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、一定の要件を満たす場合には、当該他方の締約国の企業に対し、第十章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第百六十四条)
 - (23) 一方の締約国は、他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場へのアクセスに関する追加的な利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に応じ、当該追加的な利益を相互主義に基づき他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行う旨定める。(第百六十五条)
 - (24) 政府調達に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第百六十六条)
- 知的財産権(第十一章)
- (1) 両締約国は、知的財産の十分にして、効果的かつ無差別な保護を確保し、知的財産権を行使するための措置をとり、並びに知的財産に関する制度の運用における効率性及び透明性を促進する旨定める。(第百六十七条)
 - (2) 一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇を他方の締約国の国民に与える旨定める。(第百六十八条)
 - (3) 知的財産の保護に関し、一方の締約国が与える利益等又は免除については、貿易関連知的所有権協定の規定に従い、他方の締約国の国民に対して最恵国待遇が与えられる旨定める。(第百六十九条)
 - (4) 各締約国は、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための措置をとるよう努めること等について定める。(第百七十条)
 - (5) 各締約国は、知的財産権の取得について権利が付与され、又は登録される必要がある場合には、保護期間が不当に短縮されないように、手続を合理的な期間内に行うことを確保すること等について定める。(第百七十一条)
 - (6) 各締約国は、自国の法令に従って可能な範囲において、知的財産権の出願又は登録に関する情報等を公開し、又は公に利用可

- 能なものとするために適切な措置をとる旨定める。(第百七十二条)
- (7) 両締約国は、知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。(第百七十三条)
- (8) 各締約国が特許に関して負う義務について定める。(第百七十四条)
- (9) 各締約国が意匠に関して負う義務について定める。(第百七十五条)
- (10) 各締約国が商標に関して負う義務について定める。(第百七十六条)
- (11) 各締約国が地理的表示に関して負う義務について定める。(第百七十七条)
- (12) 各締約国は、著作権及び関連する権利に関する多数国間条約に基づく現行の権利及び義務を再確認する旨定める。(第百七十八條)
- (13) 各締約国が開示されていない情報に関して負う義務について定める。(第百七十九条)
- (14) 各締約国が不正競争行為に関して負う義務について定める。(第百八十條)
- (15) 両締約国は、自国の法令における知的財産権の行使に関する規定が、貿易関連知的所有権協定に適合することを確保すること等について定める。(第百八十一条)
- (16) 各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに応じ、又は職権により、不正商標商品又は著作権侵害物品の輸入及び輸出を停止することに関する手続を定める旨定める。(第百八十二条)
- (17) 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を支払うよう侵害者に命ずる権限を有することを確保する旨定める。(第百八十三条)
- (18) 各締約国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める旨定める。(第百八十四条)
- (19) 各締約国は、著作権及び関連する権利を侵害するコンテンツをサーバーから削除することを奨励するため、インターネット・サービス・プロバイダの責任の制限についての法的枠組みを設けること等について定める。(第百八十五条)
- (20) 両締約国は、知的財産の分野において協力する旨定める。(第百八十六条)

- 12 競争（第十二章）
- (21) 知的財産権に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。（第百八十七条）
 - (22) 知的財産権の保護及び行使に関する他の考慮事項について定める。（第百八十八条）

- 13 ビジネス環境の整備（第十三章）
- (1) 一方の締約国は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の者のためのビジネス環境を一層整備するために適切な措置をとる旨定める。（第百九十五条）
 - (2) ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。（第百九十六条）
 - (3) 連絡事務所の指定及びその任務等について定める。（第百九十七条）
 - (4) 第十三章のいかなる規定も、両締約国におけるビジネス環境の整備のために両締約国間の協議の場を利用することを妨げるものと解してはならない旨定める。（第百九十八条）
 - (5) ビジネス環境の整備に関する小委員会の決定は、尊重されなければならない旨定める。（第百九十九条）
- 14 協力（第十四章）
- (1) 両締約国間の協力の基本原則及び協力の分野について定める。（第二百条）
 - (2) 協力の範囲及び形態については、実施取極で定める旨定める。（第二百一条）

- (3) 協力の実施及び費用について定める。(第二百二条)
 - (4) 協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第二百三条)
- 紛争解決(第十五章)
- (1) 第十五章の適用範囲について定める。(第二百四条)
 - (2) 両締約国は、協定の解釈又は適用について合意に達するよう常に努めるとともに、協力その他の協定に定める手段を通じあらゆる努力を払う旨定める。(第二百五条)
 - (3) 両締約国の合意により、あつせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。(第二百六条)
 - (4) 紛争解決の場の選択について定める。(第二百七条)
 - (5) 一方の締約国は、協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。(第二百八条)
 - (6) 仲裁裁判所の設置について定める。(第二百九条)
 - (7) 仲裁裁判所の構成について定める。(第二百十条)
 - (8) 仲裁人の資格について定める。(第二百十一条)
 - (9) 仲裁裁判所の任務について定める。(第二百十二条)
 - (10) 仲裁裁判手続について定める。(第二百十三条)
 - (11) 仲裁裁判手続における情報の提供の要請等について定める。(第二百十四条)
 - (12) 仲裁裁判手続の併合について定める。(第二百十五条)
 - (13) 仲裁裁判所の裁定について定める。(第二百十六条)
 - (14) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第二百十七条)
 - (15) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第二百十八条)
 - (16) 仲裁裁判所の裁定が実施されない場合等の利益の停止等について定める。(第二百十九条)

16 最終規定（第十六章）

- (1) 協定の附属書、付録及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。（第二百二十条）
- (2) 協定の目次並びに協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。（第二百二十一条）
- (3) 協定の効力発生について定める。（第二百二十二条）
- (4) 協定の改正について定める。（第二百二十三条）
- (5) 協定の終了について定める。（第二百二十四条）
- (6) 協定の正文について定める。（第二百二十五条）

17 附属書

- (一) 両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程並びに関税割当ての内容等について定める。（附属書一）
これらの概要は、次のとおりである。

- (1) 我が国による関税撤廃等の概要

イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千三十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千二百十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約七百四十品目、関税の引下げ等その他の扱いとなるものが約千九十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千六百四十品目のうち、約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品等約二千三百九十品目のうち、約九百七十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げ、関税割当ての設定、再協議又は除外品目の各分類で対応する。

ロ 主要品目の概要

- (イ) ほぼ全ての鉱工業品について、関税を即時撤廃する。
- (ロ) アスパラガス（生鮮のもの）、製材等について、関税を即時撤廃する。

(ハ) アメリカおおかいか、アスバラガス調製品等について、協定発効後十年間で関税を撤廃する。
(ニ) 一部の鶏肉及び鶏肉調製品について、関税割当てを設定する（枠内税率は三・六パーセントから十九・一パーセントまでとする。また、その枠については、一年目の三千五百トンから毎年五百トンずつ拡大し、五年目及びそれ以降の各年は五千五百トンとする。）。

(ホ) 飲料用のとうもろこしについて、関税割当てを設定する（枠内税率は無税とする。また、その枠については、一年目は五百トン、二年目の千トンから毎年千トンずつ拡大し、五年目及びそれ以降の各年は四千トンとする。）。

(2) ペルーによる関税撤廃等の概要

イ 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約七千三百七十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約五千五百八十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約千四百七十品目、再協議又は除外扱いとなるものが約三百二十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千二百二十品目のうち、約二十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品等約千百六十品目のうち、約三百十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、再協議又は除外品目の各分類で対応する。

ロ 主要品目の概要

(イ) 乗用車について、協定発効後四年間から九年間で関税を撤廃する。また、二輪車について、協定発効後五年間から九年間で関税を撤廃する。

(ロ) 伝動軸について、関税を即時撤廃する。また、サスペンション、ガスケット、強化ガラス等について、協定発効後三年間から十年間で関税を撤廃する。

(ハ) 鉄鋼製のボルト及びナットについて、協定発効後四年間で関税を撤廃する。

(ニ) テレビ、ブルーレイディスクレコーダー等について、関税を即時撤廃する。

(ホ) リチウムイオン電池、鉛蓄電池等について、協定発効後九年間で関税を撤廃する。

- (ハ) 医薬品について、協定発効後五年間から十年間で関税を撤廃する。
 - (ト) ボールペンについて、協定発効後十年間で関税を撤廃する。
 - (チ) 清酒について、関税を即時撤廃する。
 - (リ) 柿について、協定発効後五年間で関税を撤廃する。
 - (ヌ) ながいも、梨等について、協定発効後七年間で関税を撤廃する。
 - (ル) りんご、緑茶等について、協定発効後十五年間で関税を撤廃する。
- (二) 内国民待遇の付与及び関税以外の輸出入の禁止又は制限の例外としてのペルーの措置について定める。(附属書二)
- (三) 品目別原産地規則について定める。(附属書三)
- (四) 原産地証明の様式等について定める。(附属書四)
- (五) 国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない現行の措置に関する各締約国の留保について定める。(附属書五)
- これらの概要は、次のとおりである。
- (1) 我が国による留保
- 内国民待遇について、鉱業に付随するサービス等の分野において留保を行っている。最恵国待遇について、貨物利用運送事業等の分野において留保を行っている。市場アクセスについて、自動車整備業等の分野において留保を行っている。現地における拠点について、建設業等の分野において留保を行っている。
- (2) ペルーによる留保
- 内国民待遇について、電気通信業等の分野において留保を行っている。最恵国待遇について、ラジオ放送サービスの分野において留保を行っている。市場アクセスについて、金融サービスの分野において留保を行っている。現地における拠点について、ラジオ及びテレビジョンの放送サービス等の分野において留保を行っている。
- (六) 国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない将来の措置に関する各締約国の留保につ

いて定める。(附属書六)

これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国による留保

内国民待遇について、航空宇宙産業等の分野において留保を行っている。最恵国待遇について、エネルギー産業等の分野において留保を行っている。市場アクセスについて、武器・火薬産業等の分野において留保を行っている。現地における拠点について、教育、学習支援業等の分野において留保を行っている。

(2) ペルーによる留保

内国民待遇について、道路運送サービス等の分野において留保を行っている。最恵国待遇について、国際道路運送サービス等の分野において留保を行っている。市場アクセスについて、社会事業サービス等の分野において留保を行っている。現地における拠点について、保険及び保険関連のサービス等の分野において留保を行っている。

(七) 金融サービスに関する第七章及び投資協定の補足規定について定める。(附属書七)

(八) 各締約国が商用目的の国民の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。(附属書八)
これらの概要は、次のとおりである。

(1) 我が国の特定の約束

ペルーの商用目的の国民であって、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者及び契約に基づくサービス提供者に分類されるものに対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束する。

(2) ペルーの特定の約束

我が国の商用目的の国民であって、商用訪問者、企業内転勤者、投資家並びに専門家及び技術者に分類されるものに対し、入国及び一時的な滞在を許可することを約束する。

(九) 第十章の規定の適用を受ける調達機関、物品、サービス等について定める。(附属書九)

(十) 各締約国が保護すべきぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示について定める。(附属書十)

三 両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。
協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。